

特定非営利活動法人 プロトン医学研究所

「講演会および講師派遣」 規 約

目的：「講演会および講師派遣」の目的は、広く一般の皆様に対し「水は万物の根源である」を基本に自然科学の追求から自分医学・予防医学の普及、研究成果の発表及び社会活動の一環として情報交換や各専門分野領域の親睦交流を円滑にし、定款、5条で定めるところの事業をより一層、促進する活動として以下、定めるものとする。

定義：「講演会および講師派遣」とは、講演会・視察会・研修会・フォーラム・シンポジウム・学会・学術機関での講義・研究発表・メディア（ラジオ・TV・新聞・インターネット）出演・その他広報活動におけるすべてをさす。

申込者（開催責任者）：

申込者は、NPO 法人プロトン医学研究所の趣旨・本規約を遵守し、講師及び参加者（視聴者）の安全と権利を管理、確保し、侵害してはならない。よって申込者を、開催責任者とし、開催・派遣行為における一切の責任を負うものとする。

- 1) 申込者は、「講演会および講師派遣」の申込を開催希望日より 1ヶ月前までに 所定の申込書にて NPO 法人プロトン医学研究所: 次のいずれかの事務局へ FAX にて申し込む。

<東京本部> TEL: 03-3425-0160
FAX: 03-3425-9379

- 2) 申込者の金銭的負担は、会場までの講師および必要スタッフ分の (1) 交通費、(2) 滞在費 (宿泊)、+ (3) 講師派遣料 を事前に指定口座に振り込むものとする。

お振込先：

- 郵便局 記号 10000 番号 93170171 プロトン医学研究所
- みずほ銀行 北沢支店 普通口座 1043204 特定非営利活動法人プロトン医学研究所

- 3) 申込者は、広報物として開催告知を書面へ掲載する場合は、申込を受理した段階より広報として活動を開始できるものとする。尚、掲載内容は事前に事務局へ承諾を得るものとする。

- 4) 当日、受付窓口は、申込者（開催責任者から委任された者）が行い参加者名簿は、申込者が個人情報保護法を遵守し管理する。
その場で講師や参加者に対して、関連なき別の団体・組織の勧誘等や
広告・宣伝・政治および宗教活動及び抱き合わせの営業促進活動に利用
することを一切禁止する。

- 5) 当日、講師へのマナーとして、公演会場および前後での参加者から直接
の名刺交換や講師派遣依頼、応用技術の依頼また強要は、一切禁止する。
すべては、申込者が管理し、要件については、申込者から事務局を経由
し講師へ通達することを遵守し、参加者へのマナーとして通達の徹底を
してください。
この 5 項を遵守できない場合は、その後の経過におけるトラブルの責任
、申込者の立場および保護も一切負えないものとします。

- 6) 申込者は、開催会場等の利用規約を遵守するものとし、申込者が、本規
約に違反または、不正な行為をしていると判断した場合は、たとえ当日
であっても開催・講師派遣の中止をし、参加者である場合は退場を命じ、
また、いずれの立場であっても会員である場合は登録を抹消する場合が
ございます。この場合、講師へ被った損害は申込者が、すべて賠償する
ものとする。

- 7) 当日、撮影許可のない講演内容の録画、録音は、一切禁止。
尚、使用された資料・講演会ツールを、事務局の許可・承諾を得ず、その
資料の一部、若しくは資料配布物を独自に引用・制作・コピーしてはな
らない。

- 8) 申込者は、その後の普及、啓蒙活動において、薬事法を熟知し違反、
抵触してはならない。罰則例として違反者は2年以下の懲役若しくは、
100万円以下の罰金が処し、又はこれを併科することになります。
(参考：東京都福祉保健局健康安全室薬事監視課監視指導係)

- 9) その他、本規約に記載されていない事項は、NPO法人定款及び民法・
商法上のルールに準じるものとする。

※ 以上、規約9項目は、会を円滑また有意義に活用する為のルールです。